富山県公安委員会告示第　　９６　　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　８　年　１１　月　１６　日

富山県公安委員会
委員長　庵　栄 伸

１　意見の聴取の開催日
令和　８年　１１月　２７日

２　意見の聴取の場所
富山県富山市新総曲輪１番７号
富山県警察本部　２階　第１会場　意見の聴取室
第２会場　２０６会議室

富山県公安委員会告示第　96　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　8　年　11　月　16　日

富山県公安委員会
委員長　庵　栄伸

１　意見の聴取の開催日
令和　８年　１１月　２７日

２　意見の聴取の場所
富山県富山市新総曲輪１番７号
富山県警察本部　２階　第１会場　意見の聴取室
第２会場　２０６会議室